

徳島市週休2日確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市が発注する建設工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に現場の完全週休2日を確保する「徳島市週休2日確保工事（以下「週休2日確保工事」という。）」を実施する上で必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 徳島市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと認められるものとして、次のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 災害時の応急復旧工事及び災害復旧事業により施行する工事
- (2) 現場での施工期間（対象期間）が1週間未満の工事
- (3) 地域や施設の実情等により実施が困難な工事

2 週休2日確保工事として指定する工事は、設計図書（特記仕様書）に発注者指定型又は受注者希望型であることを明示するものとともに、発注者指定型の工事名については、末尾に（週休2日確保工事）を加えるものとする。

(型式の選定)

第3条 週休2日確保工事を実施する工事は次のいずれかとする。

- (1) 発注者指定型
 - ア 対象工事のうち、当初設計金額が3,000万円以上の土木工事で発注者が指定する工事
 - イ 公共建築物の新築・増改築工事、無人改修工事（分離発注（建築・電気・管）工事を含む）、解体工事のうち発注者が指定する営繕工事
 - ウ その他、発注者が週休2日確保工事として適当であると指定する工事
- (2) 受注者希望型
発注者指定型以外の工事は受注者希望型として発注することを基本とし、受注者が週休2日確保工事の実施を希望した工事のことをいう。

(定義)

第4条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 週休2日
 - ア 通期の週休2日（以下「週休2日（通期）」という。）とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - イ 月単位の週休2日（以下「週休2日（月単位）」という。）とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ウ 完全週休2日（土日）とは、対象期間内において、全ての週で現場閉所日を土曜日及び日曜日とし、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

態をいう。ただし、土曜日または日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議の上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。

(2) 対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置又は測量を開始する日）から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上に達しているものとみなす。

（受注者希望型）

第5条 受注者希望型において、週休2日確保工事の実施を希望する受注者は、別に示す「週休2日確保工事实施申請書」（様式1）にて契約後速やかに実施の意思を発注者に通知しなければならない。なお、一つの現場に複数の工事が分離発注されている場合は、全ての工事について同一の方式を選択することを基本とする。ただし、工事業エリア、現場施工期間の相違等の理由により、同一現場における工程管理上支障の来たす恐れがないものについては、監督員との協議によりこれを除くものとする。

2 週休2日確保工事として発注された工事以外においても、現場条件等の変更により週休2日確保工事に取り組むことが可能となり、工事着手までに受注者から希望する旨の申し出があった場合は週休2日に取り組むことができる。この場合の取扱いは週休2日確保工事と同様の取扱いとし、経費の負担については達成状況に応じて設計変更で対応するものとする。

（工期設定）

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

（実施内容）

第7条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理及び人員配置

に努めなければならない。

- 2 受注者は、原則として、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、毎月初めに「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式3）を監督員に提出し確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所（~~計画~~・報告）書」（様式3）により監督員に現場閉所の状況について報告するとともに、現場作業完了後、速やかに「週休2日確保工事履行報告書」（様式2）を監督員に提出し、現場閉所の達成状況の確認を受けなければならない。
- 4 受注者は、監督員が求めた場合は、速やかに前項を証明する資料（工事日報、KY活動記録、工事写真帳のデジタルデータ等）を提示又は提出をしなければならない。
- 5 受注者は、工事看板等の工事名末尾に「（週休2日確保工事）」と明示しなければならない。
- 6 受注者は、閉所日に作業を行うときは、その理由、振替対応の有無及び振替日を記載した書面（工事打合簿等）により、事前に監督員に報告しなければならない。
- 7 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わない。
- 8 完全週休2日（土日）に取り組む工事において、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議をして現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。ただし、週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない必要最低限の期間に限定するとともに、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。

（現場閉所率）

第8条 現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100（％）

現場閉所率（月間）＝当該月の現場閉所日数÷当該月の日数×100（％）

※少数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第4条第2号に示すとおり。

（経費の負担）

第9条 発注者は、現場の閉所状況に応じて次により必要となる経費を負担する。

（1）発注者指定型

労務費等に対して別に示す補正係数のうち月単位の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

第7条第3項により完全週休2日（土日）に取り組む工事において、監督員が完全週休2日（土日）を確認できる場合は、完全週休2日（土日）の係数による補正を行い、設計変更を行うものとする。なお、週休2日（月単位）を達成出来ないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合に

は、週休2日（月単位）の補正係数を除いた設計変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

第5条により受注者が希望し実施する工事において、監督員が現場の閉所状況を確認できる場合は、週休2日（月単位）又は完全週休2日（土日）の達成状況に応じ、労務費等に対して別に示す補正係数を乗じる補正を行い、設計変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第10条 週休2日を実施した場合は、別に定めるところに従い週休2日の達成状況に応じて工事成績評定する。なお、週休2日確保工事で、受注者の責により工事完成時に週休2日（通期）を達成できなかった場合については、内容に応じて「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、1点減点するものとする。

(留意事項)

第11条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 施工箇所が点在する工事については、工事全体を対象として判断する。
- (2) 週休2日の確保を理由とする工期延伸については認めないものとする。
- (3) 理由なく現場施工に着手しない期間及び現場完了後に意図的に後片付けに着手しない期間は、現場閉所日として認めないものとする。
- (4) 工場製作にかかる労務費及び労務費以外の人件費は、補正の対象にしない。

(アンケート調査)

第12条 週休2日確保工事の対象工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第13条 週休2日確保工事の実施にあたって、この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議をして定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(週休2日確保工事実施要領第9条)

令和8年4月1日以降に入札公告等を行う工事より適用

週休2日確保工事実施要項第9条で規定する労務費等に乗じる補正係数は、次のとおりとする。

1 土木工事（土木工事標準積算基準書を適用する工事）

1.1 労務費等

現場閉所による 週休2日	月単位	完全週休2日 (土日)
労務費	1.02(1.02)	1.02(1.02)
共通仮設費	1.01(1.04)	1.02(1.05)
現場管理費	1.02(1.05)	1.03(1.06)

※（ ）内補正値は土地改良工事積算基準を適用する工事の補正値である。

1.2 市場単価（土木工事）

名称	区分	月単位	完全週休 2日(土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転倒防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

1. 3 標準単価

名称	区分	月単位	完全週休 2日(土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

1. 4 市場単価（下水道工事）

名称	区分	月単位	完全週休 2日(土日)
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及 び支管取付工	1.01	1.01

2 営繕工事（公共建築工事積算基準書を適用する工事）

2. 1 労務費

現場閉所による 週休2日	月単位	完全週休2日 (土日)
労務費	1.02	1.02
現場管理費	—	1.01

2. 2 建築工事の市場単価

工種	摘要※	週休2日（月単位）及び 完全週休2日（土日）	
		新営	改修
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

2. 3 電気工事の市場単価

工種	摘要※	週休2日(土日)及び完全週休2日(土日)	
		新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.01	1.05
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

2. 4 機械設備工事の市場単価

工種	摘要※	週休2日(土日)及び完全週休2日(土日)	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.22